

第4次
下妻市男女共同参画推進プラン
(仮称)

2022 ~ 2031

下妻市

目 次

第1章 プラン策定にあたって	1
1. プラン策定の趣旨と背景	2
2. 男女共同参画に関する動き（世界、国、県、市）	3
3. プランの性格と位置付け	5
4. プランの期間	6
5. プランの策定体制	6
第2章 男女共同参画を取り巻く市の現状	7
1. 統計から見える状況	8
(1) 人口や世帯の状況	8
(2) 出生の状況	10
(3) 結婚や離婚の状況	11
(4) 就業の状況	13
(5) 国際化の状況	14
(6) 審議会や委員会への女性の登用状況	15
2. アンケート調査から見える市民の意識	16
(1) 調査の概要	16
(2) 主な調査結果	17
3. 第3次推進プランの推進状況	24
(1) 事業の進捗状況	24
(2) 指標項目の達成状況	25
第3章 プランの基本理念と目標	26
1. プランの基本理念	27
2. プランの目標	28
3. プランの体系	29
第4章 プランの内容	30
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	31
施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	31
施策の方向性2 職場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	34
施策の方向性3 地域における男女共同参画の推進	39
基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現	44
施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶	44
施策の方向性2 生活上の困難に対する支援と多様性の尊重	47
施策の方向性3 生涯を通じた健康支援	52
施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進	55
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	57

施策の方向性 1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	57
施策の方向性 2 教育・メディアを通じた男女共同参画への意識改革	62
数値目標	65
第5章 プランの推進	66
1. プランの推進体制	67
(1) 庁内推進体制	67
(2) 下妻市男女共同参画推進委員会	67
(3) 関係機関との連携	67
2. プランの進行管理体制	67
資料編	68
1. 計画の策定経過	69
2. 下妻市男女共同参画推進条例	69
3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則	69
4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿	70
5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	70
6. 相談窓口一覧	70

第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨と背景
2. 男女共同参画に関する動き
3. プランの性格と位置付け
4. プランの期間
5. プランの策定体制

1. プラン策定の趣旨と背景

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を得、共に責任を担いつつ政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会が「男女共同参画社会」であり、その実現のため、これまで世界規模で多くの人々が力を尽くしてきました。

平成 27（2015）年には、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための 17 の国際目標のひとつに「ジェンダー¹平等の実現」を掲げた SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が国連において採択されました。また、我が国でも、「2020 年 30%」の目標（社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるように期待する）が平成 15（2003）年に男女共同参画推進本部において決定され、具体的な活動が幅広く推進されてきました。しかし、2020 年を迎えても、この目標は特に政治分野や経済分野を中心に十分な達成が得られず、社会的にも、性別に応じた固定的な役割分担の意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、人々の間に依然として強固に残されています。

更に、近年頻発する大規模な自然災害や令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活基盤や人と人のつながりという社会基盤を棄損するとともに、配偶者からの（性）暴力の増加や雇用・所得への負の影響を女性の側により深刻なかたちで顕在化させており、私たちは、男女共同参画社会づくりの重要性を改めて認識することとなりました。

本市では、平成 19（2007）年の「（第 1 次）下妻市男女共同参画プラン」の策定を皮切りに男女共同参画社会づくりに向けた取組を進めてきました。この度、現行計画である「第 3 次下妻市男女共同参画プラン」が最終の計画年度を迎えたことから、これまでの取組の成果や課題、現在の社会的な背景等を踏まえつつ、対象を「男女」から、年代や国籍、SOGI²（性的指向・性自認）などの異なる幅広く多様な市民に広げて「第 4 次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定することとしました。

¹ ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。ジェンダーは、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

² SOGI：Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字をとった略語。「ソジ」または「ソギ」と読む。性的指向とは、好きになる相手の性、性自認とは自分で認識している性のこと。SOGI は性的マイノリティを表す LGBT も含めた全ての人の性的指向と性自認を表す総称である。

2. 男女共同参画に関する動き（世界、国、県、市）

昭和 23（1948）年に国連において採択された「世界人権宣言」の前文に、「男女の同権についての信念の再確認」が明記されて以降、男女共同参画に関しては、世界、国、茨城県、そして本市の中で、多くの動きが生まれています。

以下に、令和 3 年に実施した「本市の男女共同参画に関する市民意識調査」までの主な動きを、時系列で紹介します。

年	主体	内 容
昭和 23（1948）年	世界	「世界人権宣言」採択
昭和 50（1975）年	世界	「第 1 回世界婦人会議」開催
昭和 54（1979）年	世界	「女子差別撤廃条約」の採択
昭和 60（1985）年	世界	「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」採択
	国	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准
昭和 62（1987）年	国	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 3（1991）年	国	「育児休業法」公布
平成 6（1994）年	国	「男女共同参画室」及び「男女共同参画推進本部」設置
平成 7（1995）年	世界	「北京宣言」採択
	国	「育児休業法」改正 ※「育児・介護休業法」に名称改正
平成 8（1996）年	国	「男女共同参画 2000 年プラン」策定
	県	「いばらきハーモニープラン」策定
平成 11（1999）年	国	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12（2000）年	世界	「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択
	国	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」施行
	県	「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定
平成 13（2001）年	国	「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置
	県	「茨城県男女共同参画推進条例」制定
平成 14（2002）年	国	「DV 防止法」全面施行
	県	「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」策定 「茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会」設置
平成 15（2003）年	国	「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定
	市	市民を対象に「男女共同参画に関する意識調査」実施

年	主体	内 容
平成 17 (2005) 年	国	「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	県	「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
平成 18 (2006) 年	県	「茨城県男女共同参画実施計画」策定
平成 19 (2007) 年	国	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	県	「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定
	市	「下妻市男女共同参画推進プラン」策定
平成 21 (2009) 年	国	「育児・介護休業法」
平成 22 (2010) 年	国	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	県	「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定
平成 23 (2011) 年	世界	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UNWomen)」発足
	県	「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）いきいき いばらき ハーモニープラン）」策定
	市	「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 24 (2012) 年	市	「下妻市男女共同参画推進条例」施行 「第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン」策定
	市	「第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン」策定
平成 26 (2014) 年	国	「すべての女性が輝く社会づくり本部の設置」閣議決定
平成 27 (2015) 年	国	「女性活躍推進法」公布・一部施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	国	「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 28 (2016) 年	県	「茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定
	市	「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 29 (2017) 年	市	「第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン」策定
平成 30 (2018) 年	国	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・ 施行
令和 元 (2019) 年	国	「女性活躍推進法」改正 「DV 防止法」改正
	国	「女性活躍推進法」改正
令和 2 (2020) 年	国	「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定
令和 3 (2021) 年	県	「茨城県男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定
	市	「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

3. プランの性格と位置付け

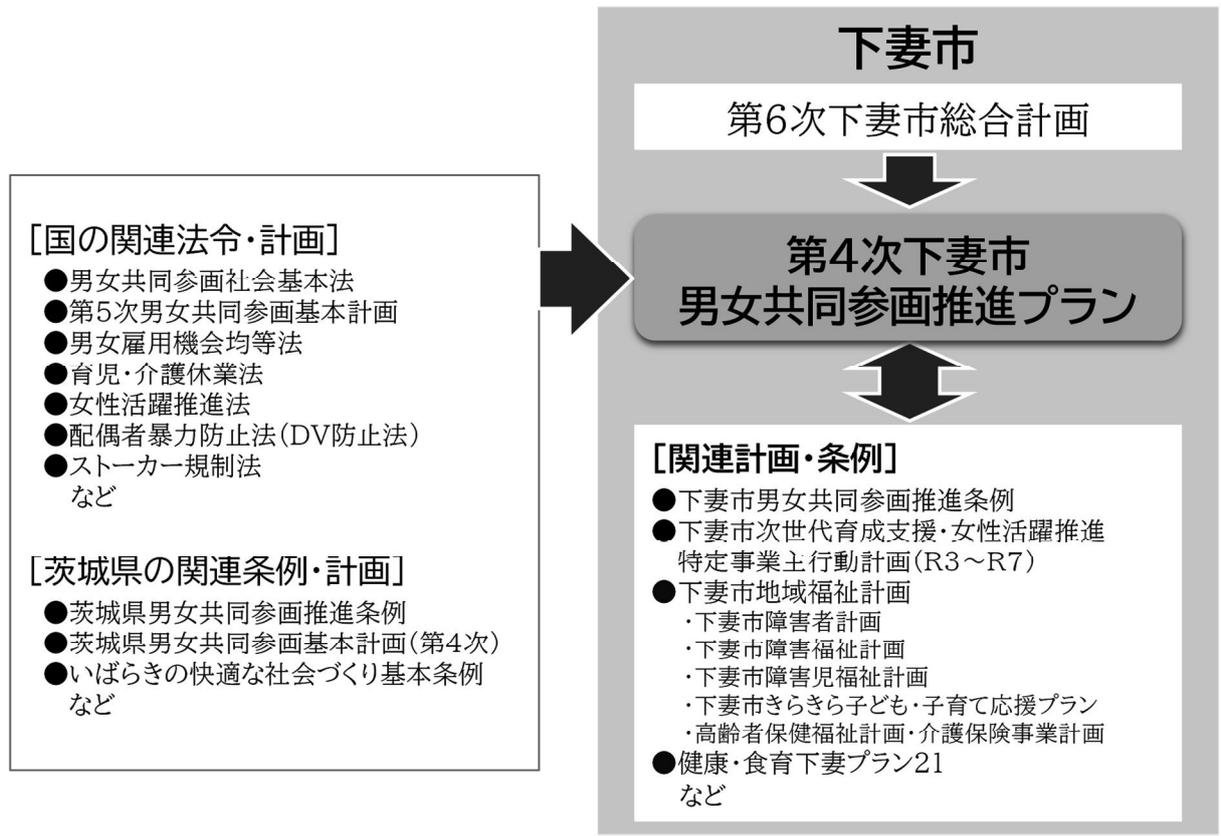
本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」の後継計画として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含み、本市の男女共同参画社会形成の推進に関する施策を、市・市民・事業者が一体となって総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画です。

男女共同参画社会基本法（抜粋）
 （都道府県男女共同参画計画等）

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



4. プランの期間

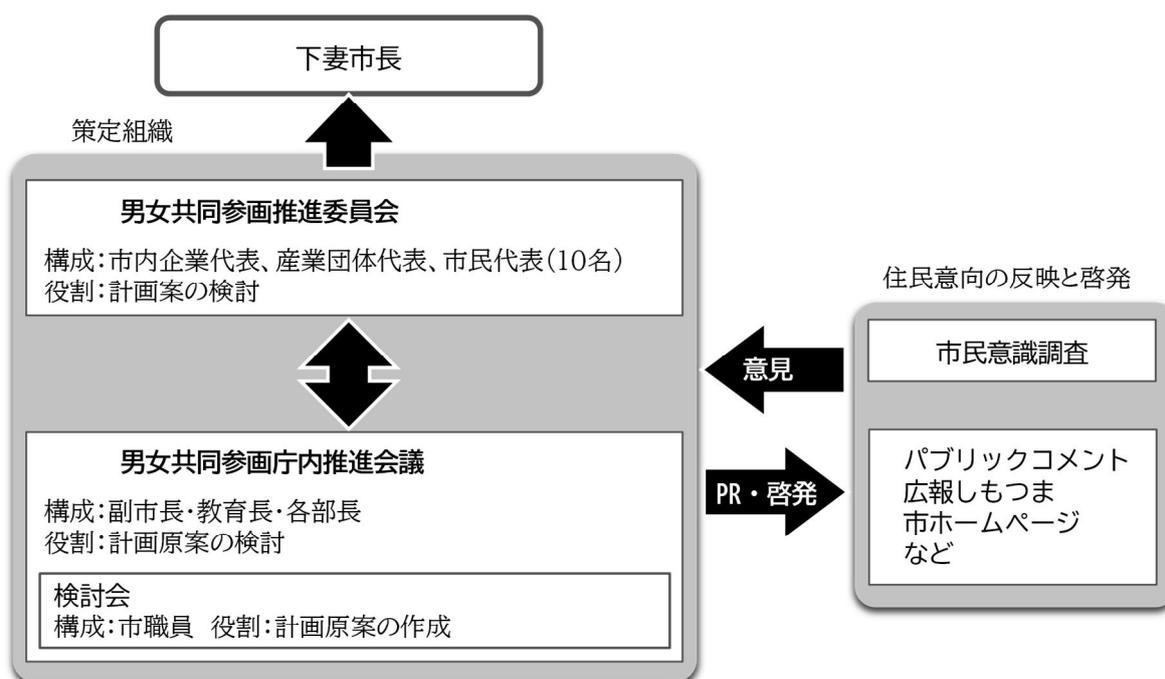
本プランは、令和4年度を初年度とし、令和13年度を最終年度とする10か年を計画期間とします。

なお、計画期間中に法律の改正や社会情勢等に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	平成			令和												
	29 (2017)	30 (2018)	31/元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	
下妻市 男女共同参画プラン	第3次					第4次										
茨城県 男女共同参画基本計画	第3次			第4次												
国 男女共同参画基本計画	第4次			第5次												

5. プランの策定体制

本プランの策定は、下図に示す体制で行いました。



第2章 男女共同参画を取り巻く市の現状

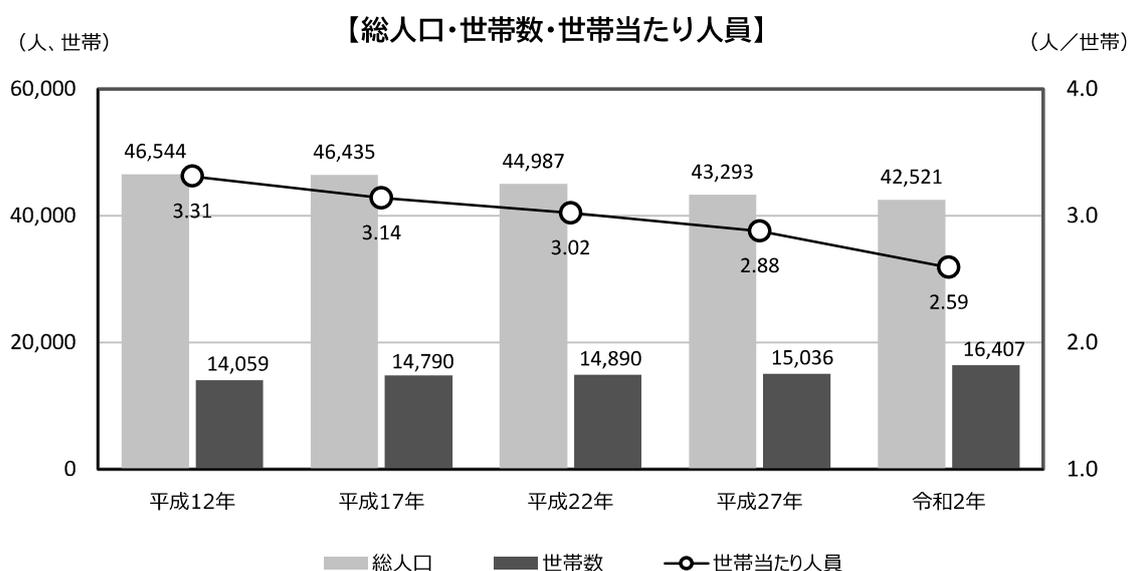
1. 統計から見える状況
2. アンケート調査から見える市民の意識
3. 第3次推進プランの推進状況

1. 統計から見える状況

(1) 人口や世帯の状況

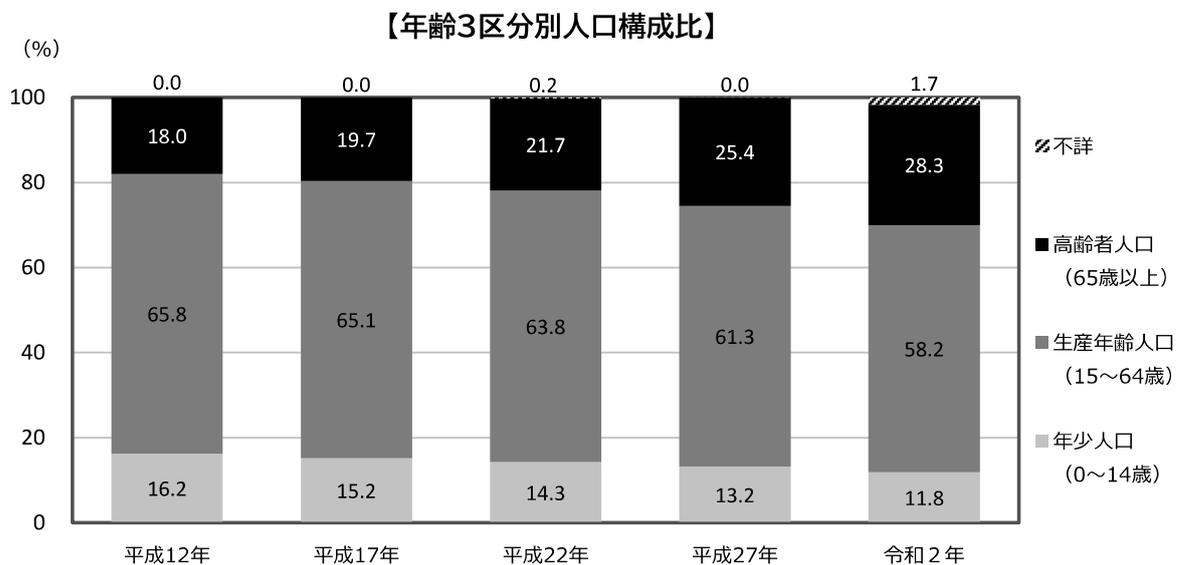
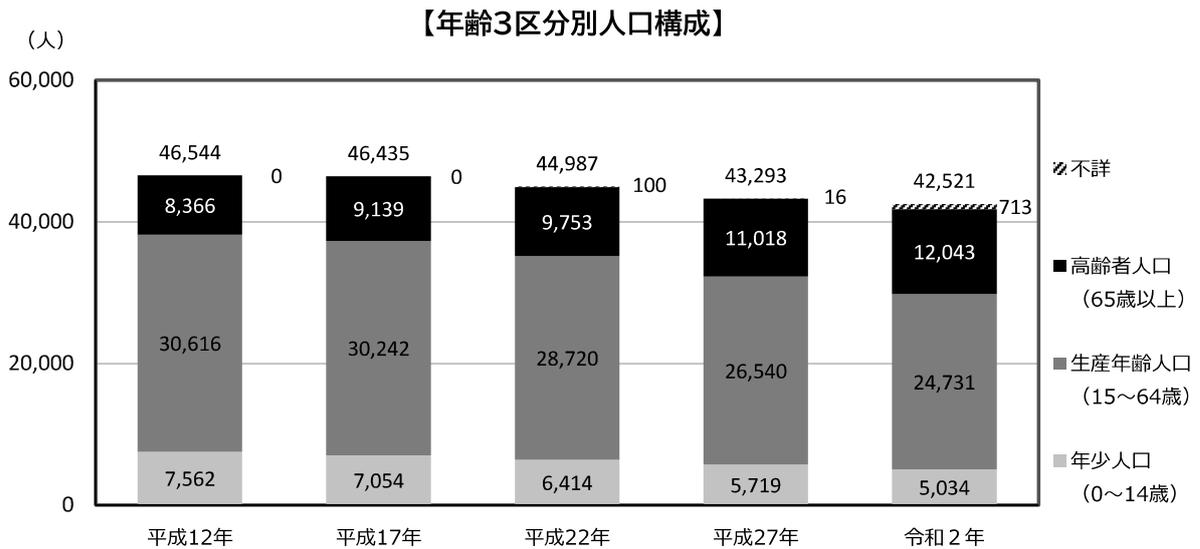
国勢調査によれば、本市の総人口は平成12年以降減少が続いています。令和2年の総人口は42,521人で、前回調査の平成27年から772人の減となりました。

一方、世帯数は増加が続いているため、世帯当たりの人員は徐々に減少しており、令和2年には2.59人と平成27年から0.29人の減となりました。



資料:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

平成12年以降の年齢3区分別の人口の推移を見ると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少が続いている一方、65歳以上の高齢者人口は増加が続いており、令和2年の総人口にしめる高齢者人口の割合（高齢化率）は28.3%となっています。

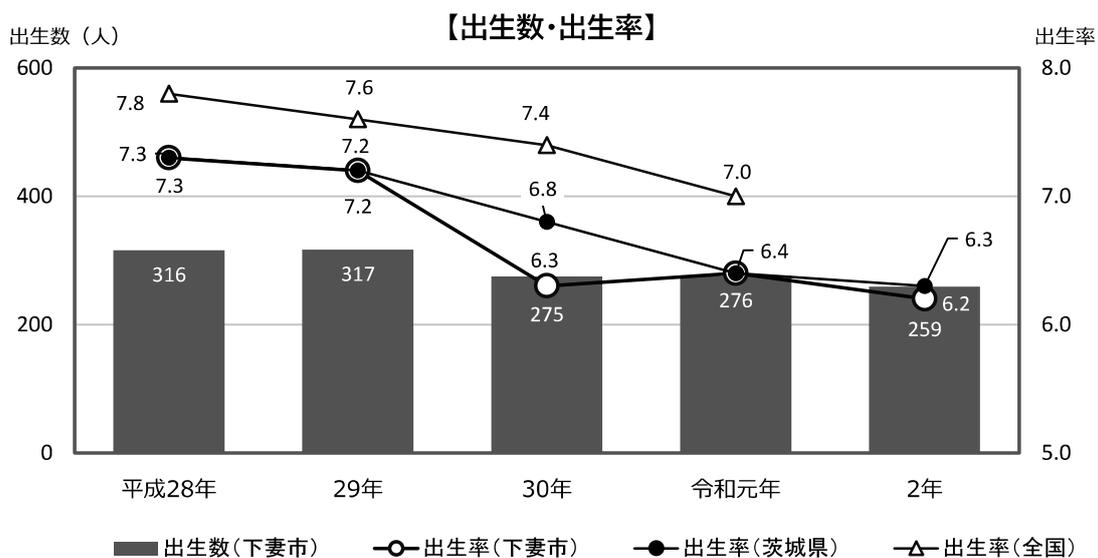


資料:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

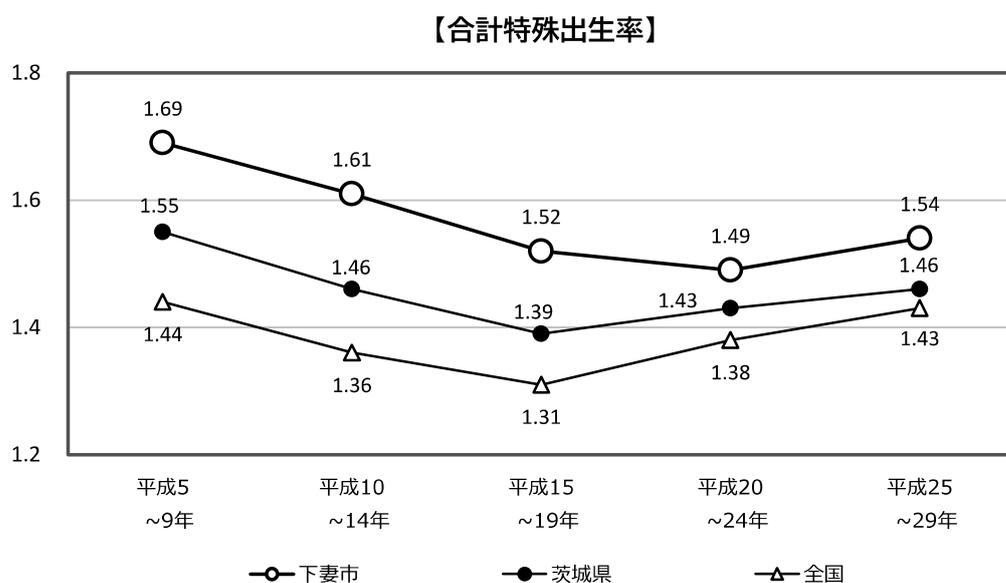
(2) 出生の状況

本市における平成 28 年から令和 3 年にかけての年間出生数は減少傾向にあります。令和 2 年の出生数は 259 人で、平成 28 年から 57 人の減となりました。人口千人当りの出生数（出生率）は茨城県平均とほぼ同様の数値で推移しています。

本市の合計特殊出生率は、平成 5 年以降全国及び茨城県よりも、高い数値で推移しています。また、平成 25～29 年は 1.54 と、前の期間を上回りました。



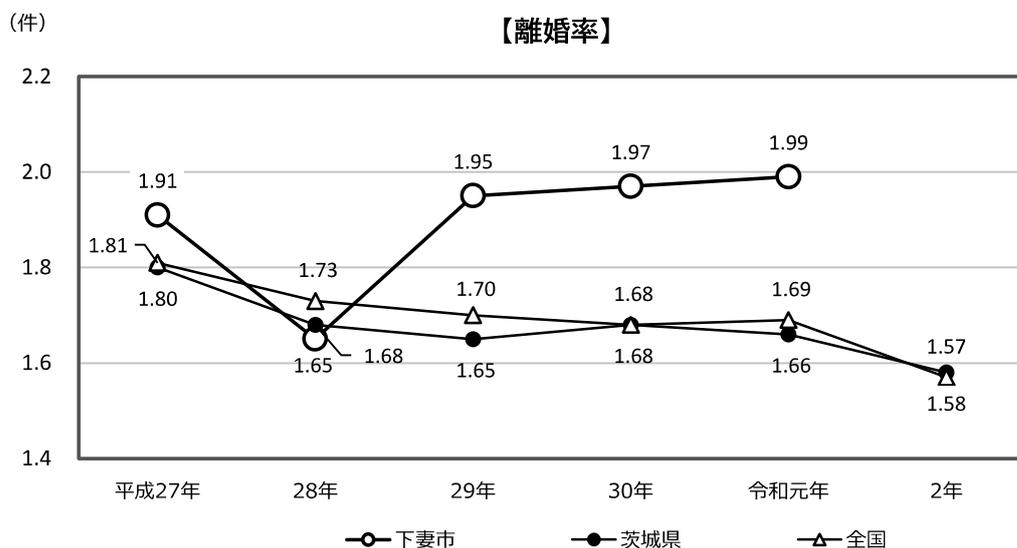
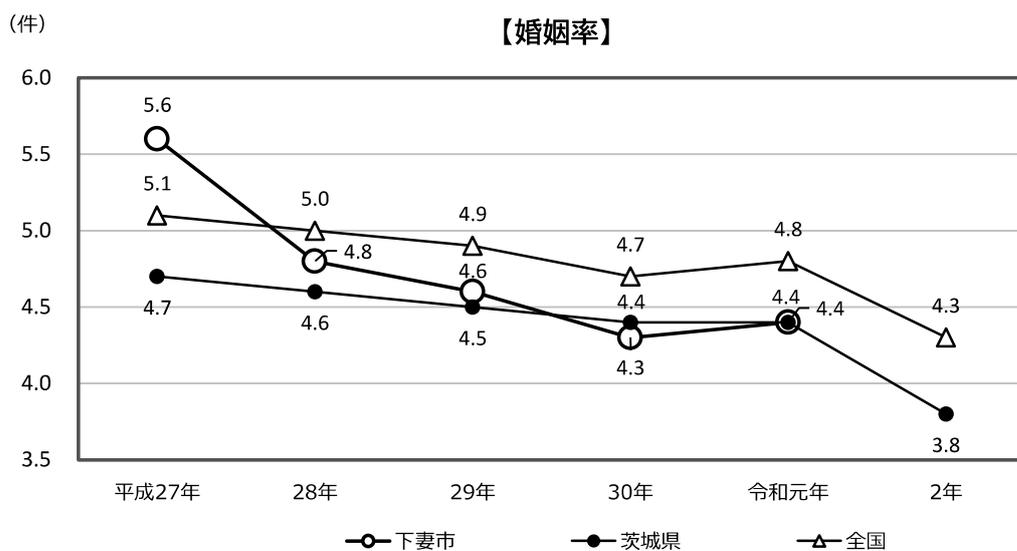
資料:(出生数)茨城県の人口(統計しもつま)
(出生率)茨城県人口動態統計



資料:厚生労働省 人口動態 保健所・市町村別統計

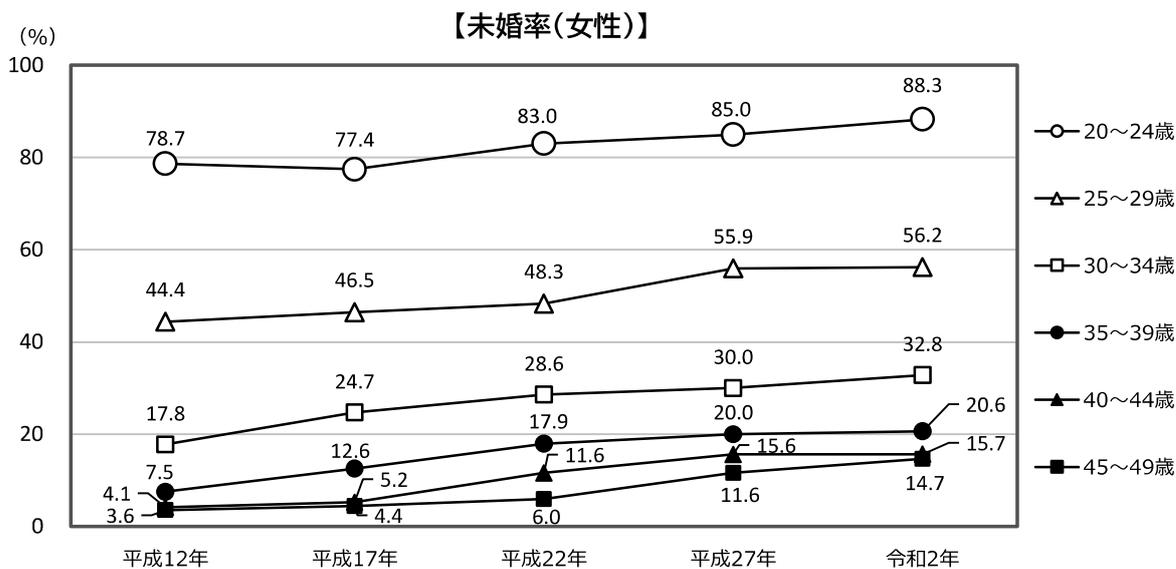
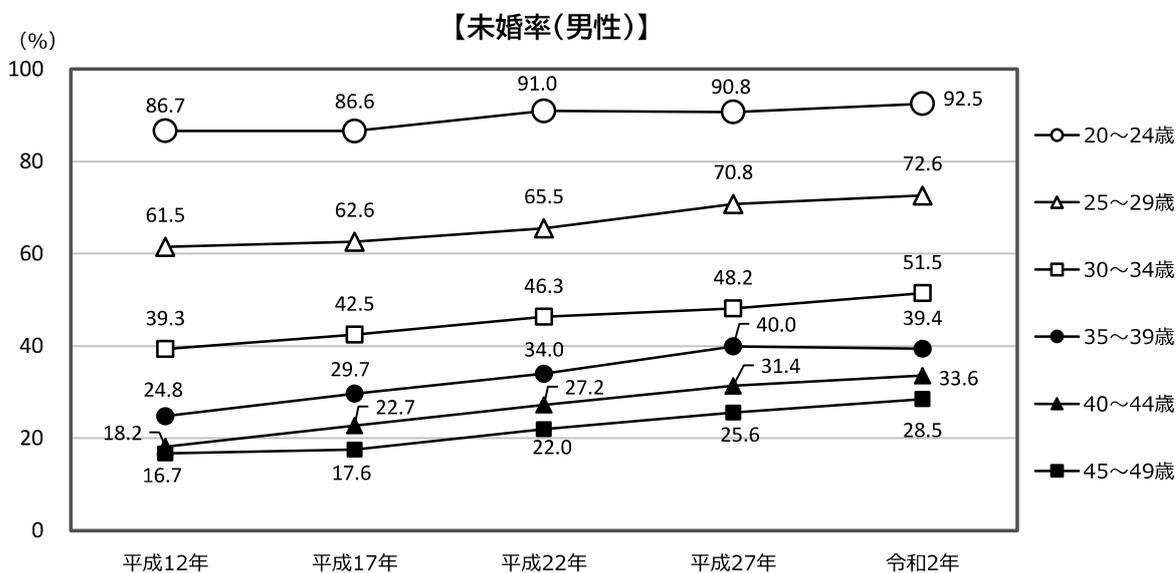
(3) 結婚や離婚の状況

本市における人口千人当たりの婚姻件数（婚姻率）と離婚件数（離婚率）について、婚姻率は平成 30 年まで低下が続きましたが、令和元年は前年から横ばいとなりました。一方、離婚率は、平成 28 年を除き茨城県及び全国を上回る 1.9 台で推移しています。



資料：茨城県人口動態統計

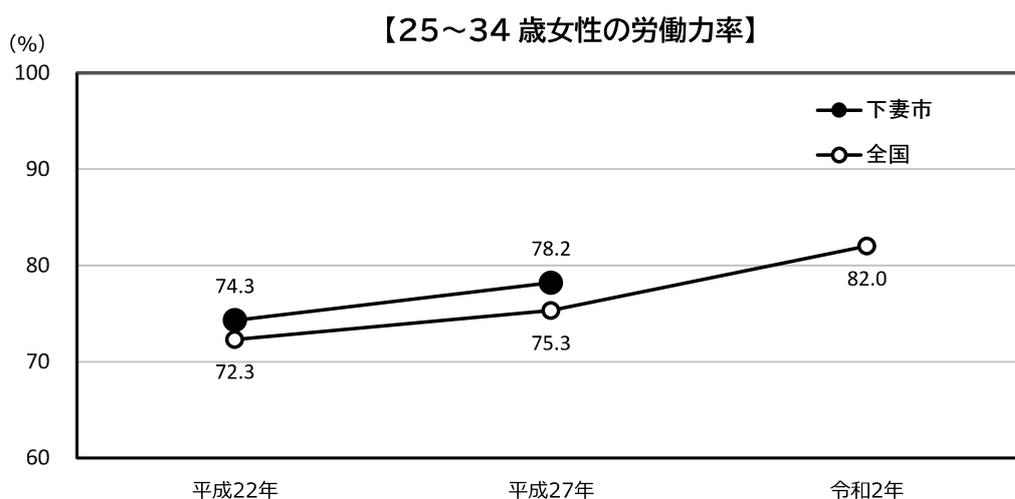
20歳から49歳まで、5歳きざみの年代別の未婚率を見ると、男女ともほぼすべての年代で、調査の度に高くなっています。



資料:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

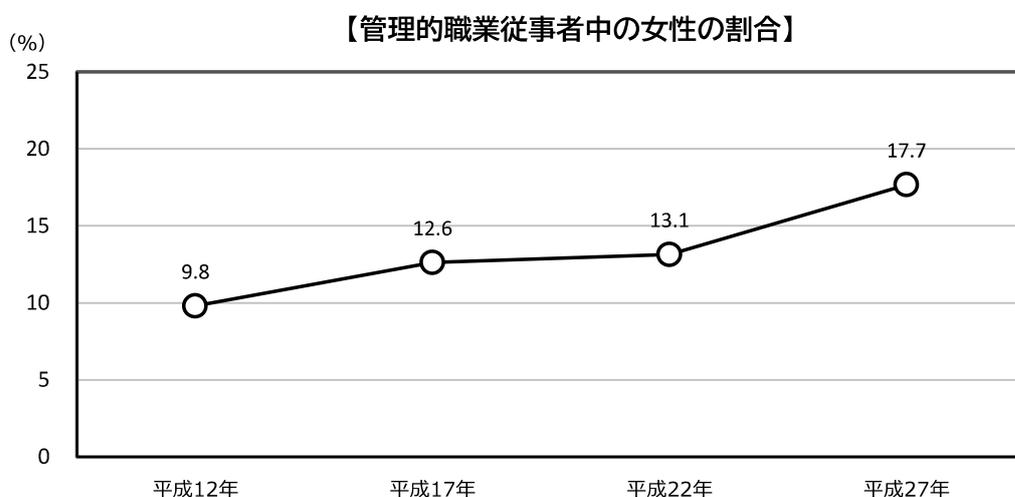
(4) 就業の状況

女性の労働力率（総人口に占める労働力人口の割合）については、これまで結婚・子育ての中心年代で前後の年代よりも低い特徴がありました。しかし、近年の25～34歳の年代の女性の労働力率をみると、平成22年以降、全国、本市とも上昇傾向にあり、女性の就労が進んでいることがわかります。



資料:下妻市は国勢調査(各年10月1日時点) 全国は総務省労働力調査(年平均)

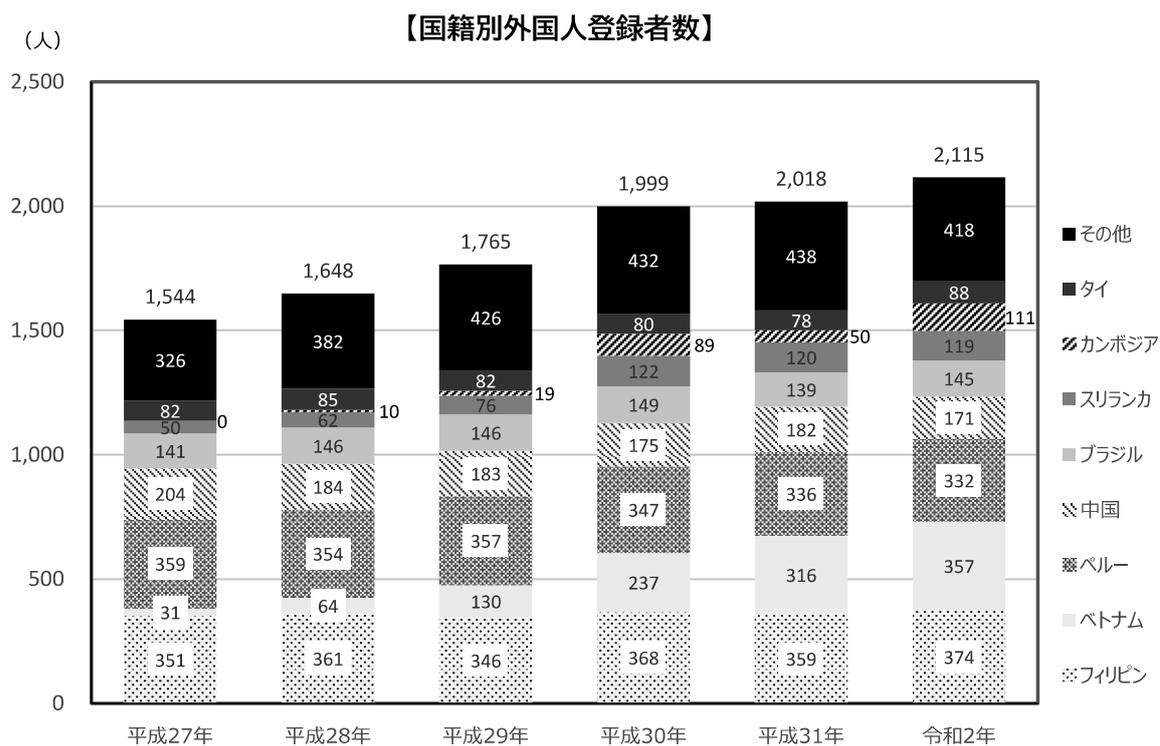
また、本市における15歳以上の就労者で管理的職業に従事している人（いわゆる「管理職」）に占める女性の割合は、調査の度に上昇しています。特に平成22年から平成27年にかけては、4.6ポイントもの大きな上昇となっています。



資料:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値

(5) 国際化の状況

本市の外国人登録者数は平成 27 年以降年々増加しており、令和 2 年には 2,115 人と 5 年間で 571 人（37.0%）の増となっています。国籍別ではベトナムの増加が著しく、令和 2 年には 357 人と 5 年間で 11.5 倍となり国籍別でフィリピンに次ぐ第 2 位となっています。

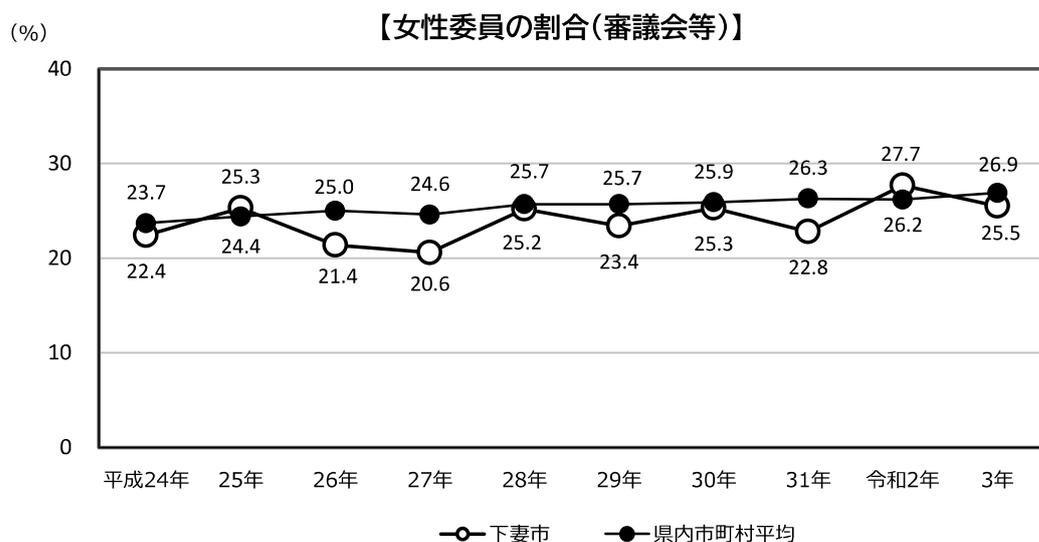


資料：市民課（各年4月1日時点）

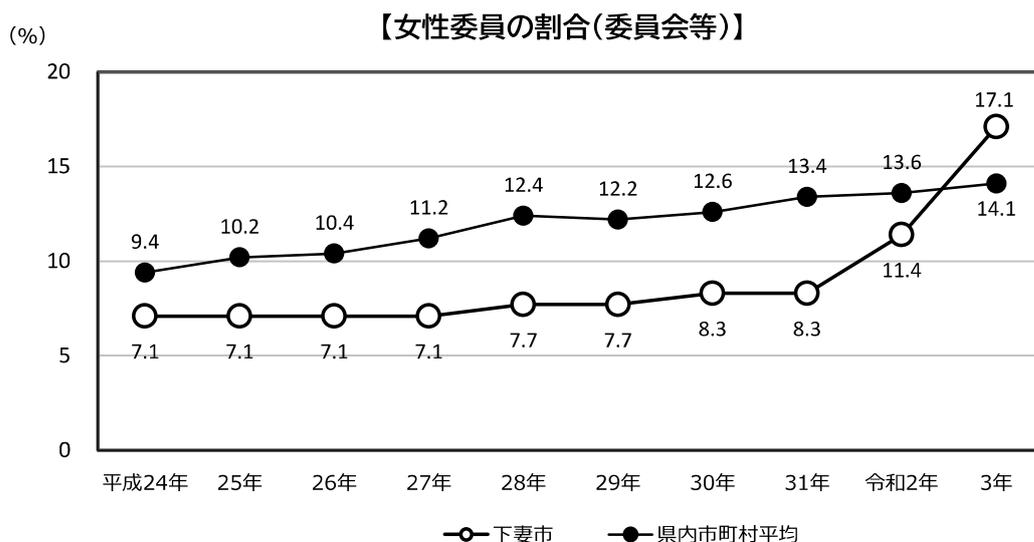
(6) 審議会や委員会への女性の登用状況

地方自治法に基づく本市の審議会における女性委員の割合は、増減を繰り返しながらもゆるやかな上昇傾向にあり、令和3年は25.5%となりました。

一方、委員会における女性委員の割合は茨城県内平均を下回って推移していましたが、令和2年には前年から3.1ポイント上昇、令和3年には更に前年から5.7ポイント上昇して17.1%となり、県内市町村平均を上回りました。



資料:内閣府男女共同参画室(各年4月1日時点)



資料:内閣府男女共同参画室(各年4月1日時点)

2. アンケート調査から見える市民の意識

本プランの策定に当たり、市民のみなさまから、家庭生活や雇用・就業、人権などについて、男女共同参画の視点からのご意見をいただくために「市民意識調査」を行いました。調査及び調査結果の概要は次のとおりです。

(1) 調査の概要

項目	内容
調査期間	令和3年9月15日(水)～9月30日(木)
調査対象	市内在住の18歳以上の市民の中から無作為に抽出された男女1,500人 (男女各750人ずつ)
調査方法	① 郵送配布・郵送回収 ② 郵送配布・オンラインでの回収
回収結果	回収数 705票(うちオンライン回収数 163票) 回収率 47.0%(うちオンライン回収分 10.9%) 回収率 男性 38.4% 女性 54.9%
調査項目	1. ご自身のことについて 2. 男女共同参画に関する意識について 3. ワーク・ライフ・バランスについて 4. 就業関係について 5. DV、セクシュアル・ハラスメント等について 6. 旧姓使用に関する意識について 7. 防災・避難について 8. 男女共同参画社会について

(2) 主な調査結果

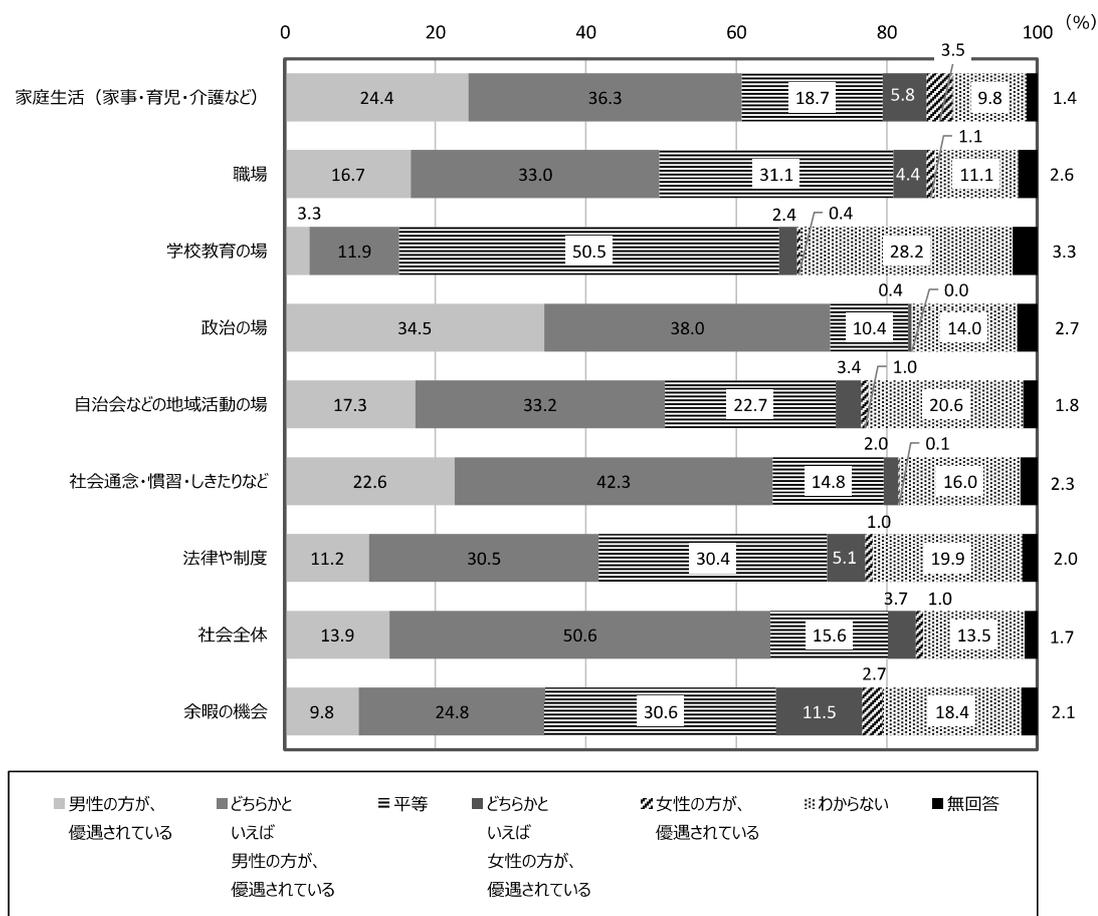
① 男女の平等や役割分担の意識について

「家庭生活」から「余暇の機会」までの各分野の中で、男女の地位が「平等」との回答が最も多かったのは「学校教育の場」（50.5%）で、最も少なかったのは「政治の場」（10.4%）でした。

すべての分野で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』の回答割合は、同様の『女性優遇』の割合よりも多く、特に「家庭生活」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」では、その差が5割から7割超と特に大きくなっています。

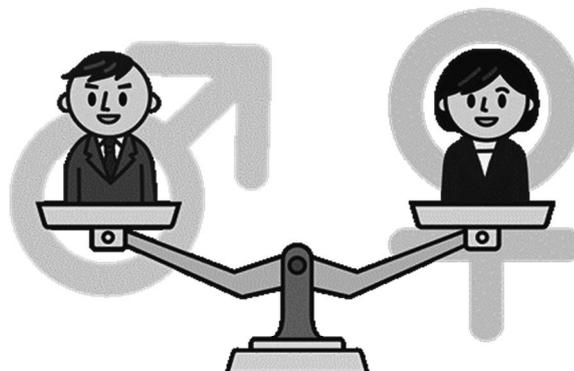
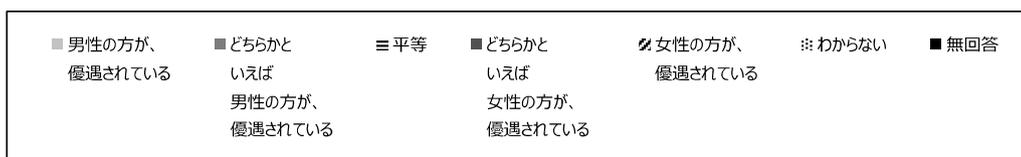
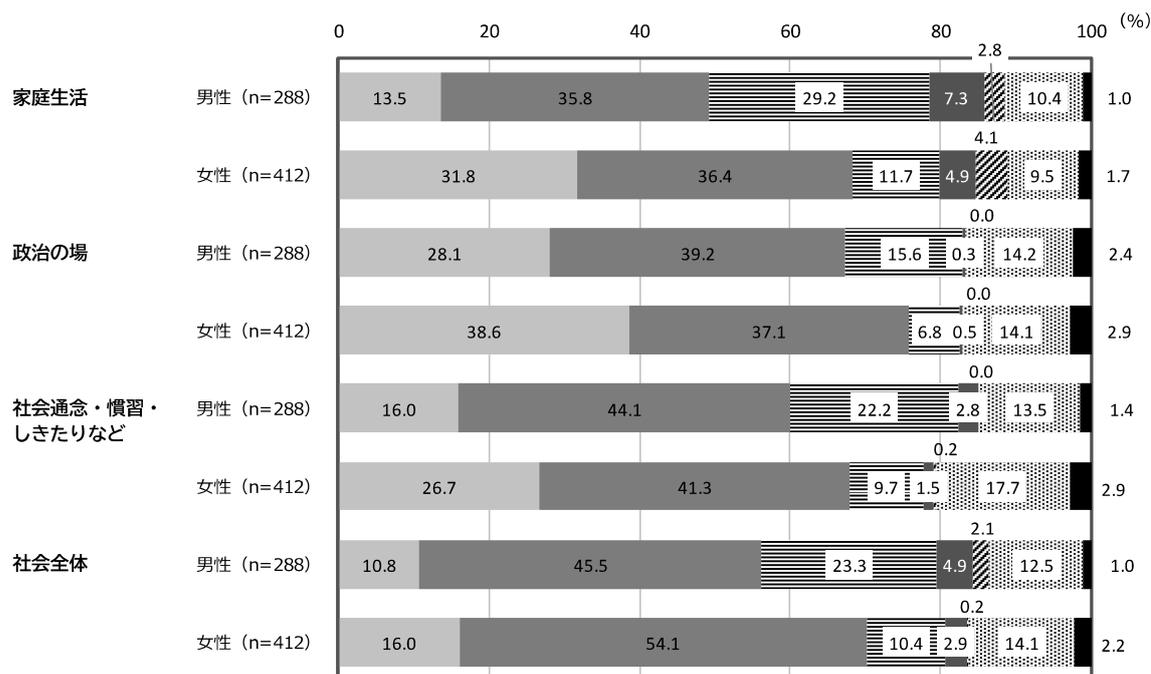
【次の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか】(単数回答 n※=705)

※n は設問への回答者総数（票数）を示しています。（以下、同様）



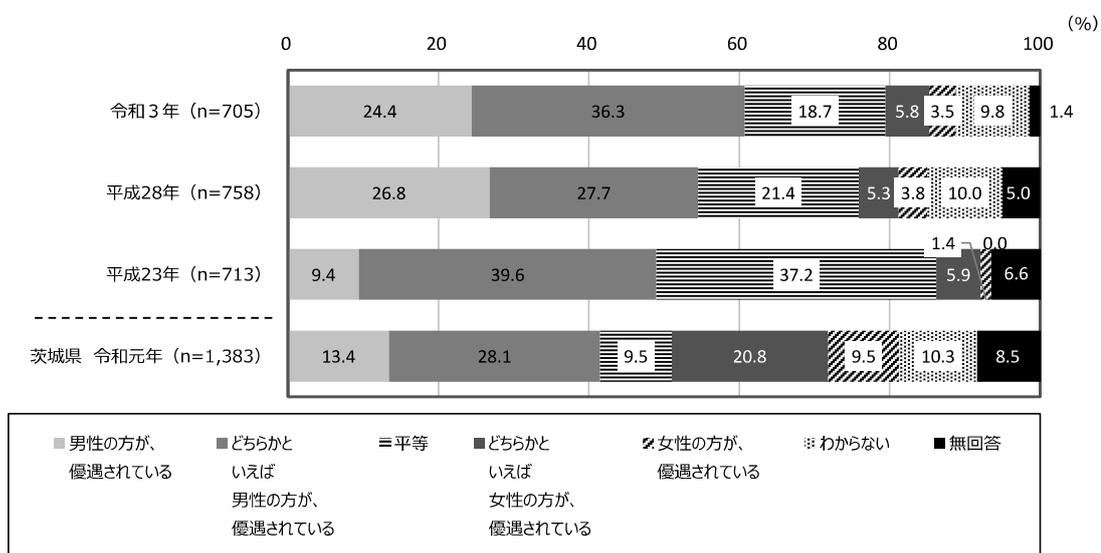
特に差の大きい4つの分野についての回答を性別で見ると、いずれも「平等」との回答割合は男性が女性よりも多くなっていますが、それでもなお、男性自身、男女の地位について『男性優遇』と考える人の割合は、最も少ない「家庭生活」でも49.3%とほぼ半数に上っています。

【次の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか(性別)】



家庭生活での男女の地位の平等感を、本市の過去の調査結果と比較すると、「平等」との回答が、市の前回（平成 28 年）調査よりも 2.7 ポイント減少する一方で『男性優遇』は 6.2 ポイント増加、『女性優遇』は 9%台でほとんど変化はなく、男性優位の意識が拡大していることがうかがえます。また、茨城県の調査※では、特に令和元年の調査において、『男性優遇』が 41.5%と前回（平成 27 年）から 16.1 ポイント減少する一方、『女性優遇』が 30.3%と前回から 17.0 ポイント増加しており、本市の結果と大きな違いを見せています。

【家庭生活での男女の地位の平等感(時系列・県との比較)】

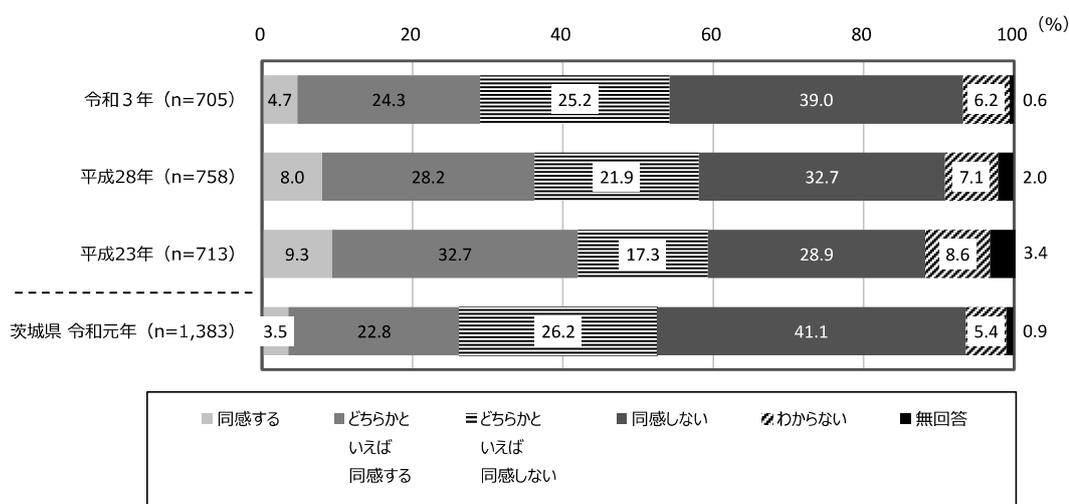


※茨城県の調査：

「茨城県 令和元年」は「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた『同感』の割合は 29.0%、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた『同感しない』は 64.2%でした。両者の差は 35.2%と、前回調査の 18.4%から更に拡大し、令和元年の茨城県調査での 41.0%に近づいています。

【「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について】(単数回答)



② ワーク・ライフ・バランスについて

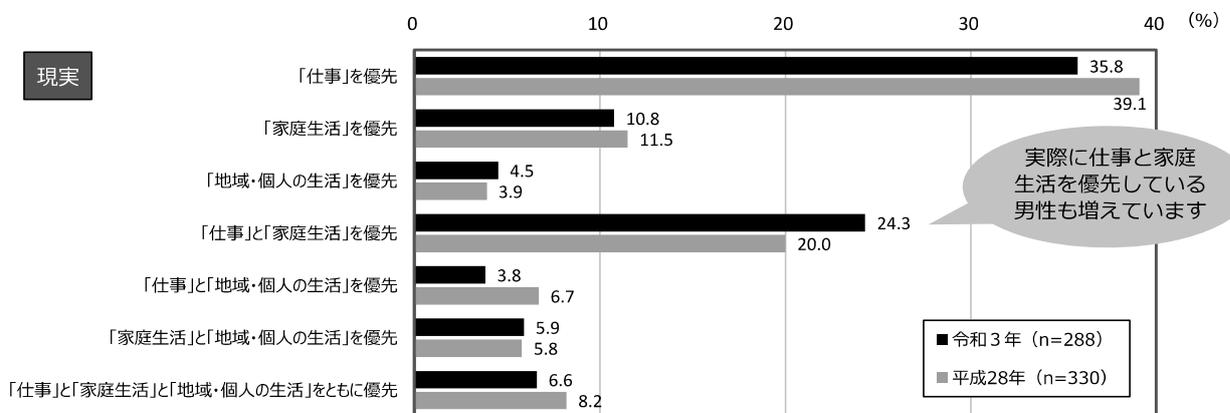
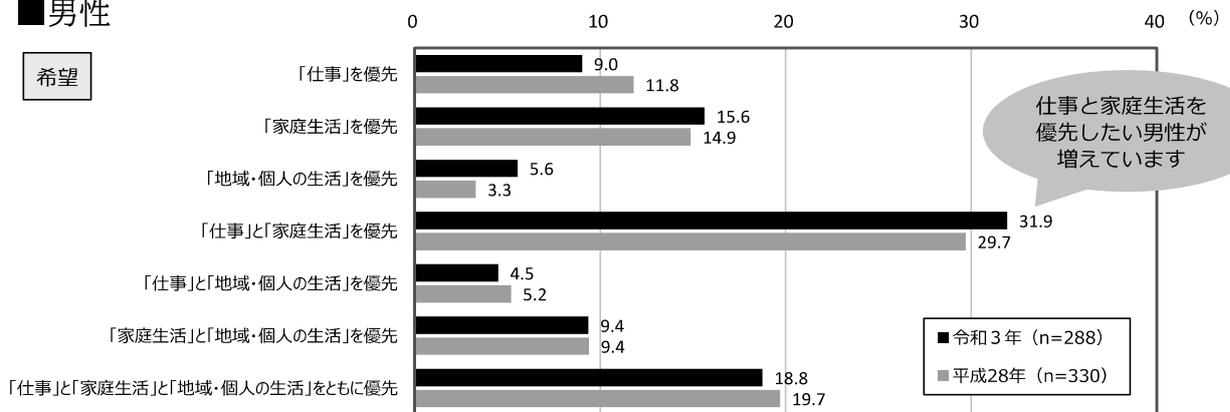
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度の希望については、『「仕事」と「家庭生活」を優先』と男性の 31.9%、女性の 31.3%が回答し、ともに最も多くなっています。

一方、優先度の現実を見ると、男性では『「仕事」を優先』が 35.8%と最も多く、次いで『「仕事」と「家庭生活」を優先』が 24.3%となっています。女性では、『「仕事」と「家庭生活」を優先』が 28.2%と最も多く、『「家庭生活」を優先』が 27.9%と僅差が続いています。

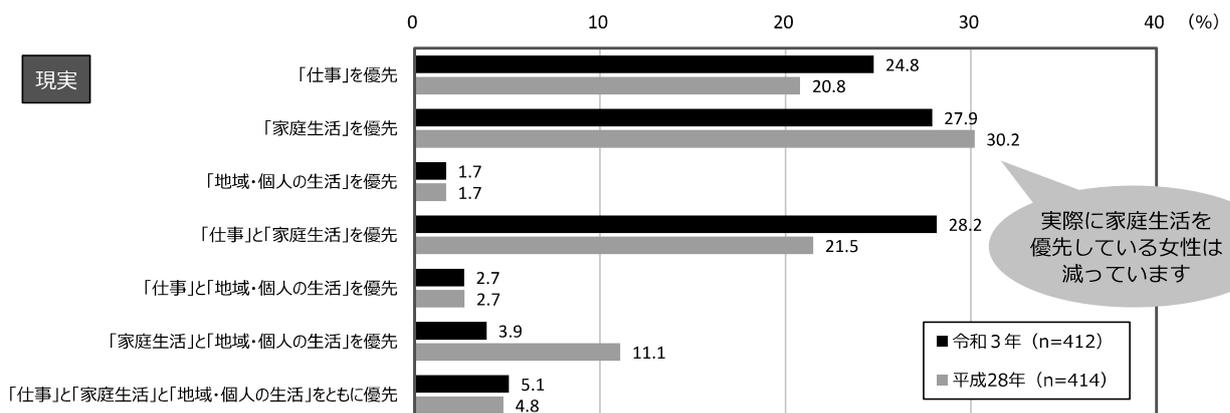
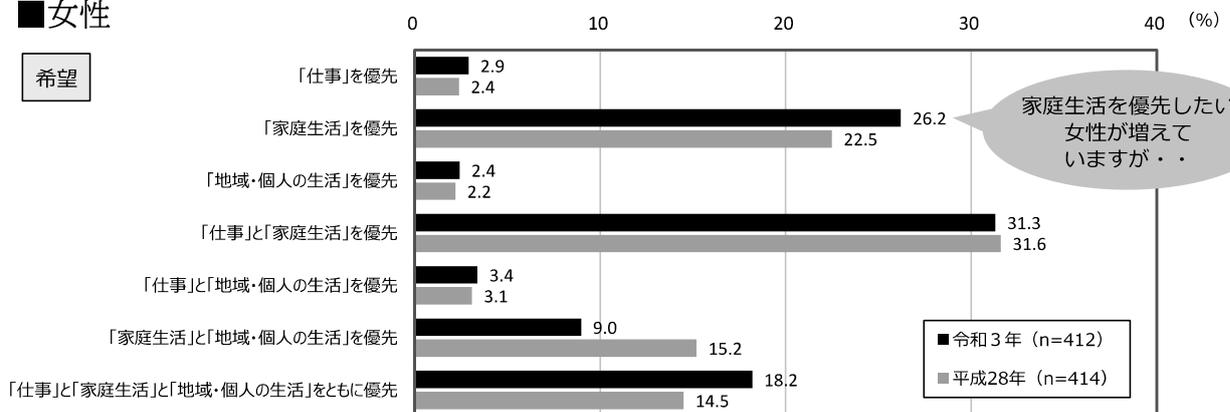
前回調査と比較すると、男性では『「仕事」を優先』の希望が前回よりも減る一方、『「仕事」と「家庭生活」を優先』の希望が増え、現実も希望が反映されたものとなっています。女性では『「家庭生活」を優先』を希望する人が前回よりも多くなっていますが、現実には優先できている人は逆に少なく、現実として『「仕事」を優先』と『「仕事」と「家庭生活」を優先』している人が前回よりも多くなっていることから、仕事優先の女性が増えていることが明らかです。

【「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実】(単数回答)

■男性

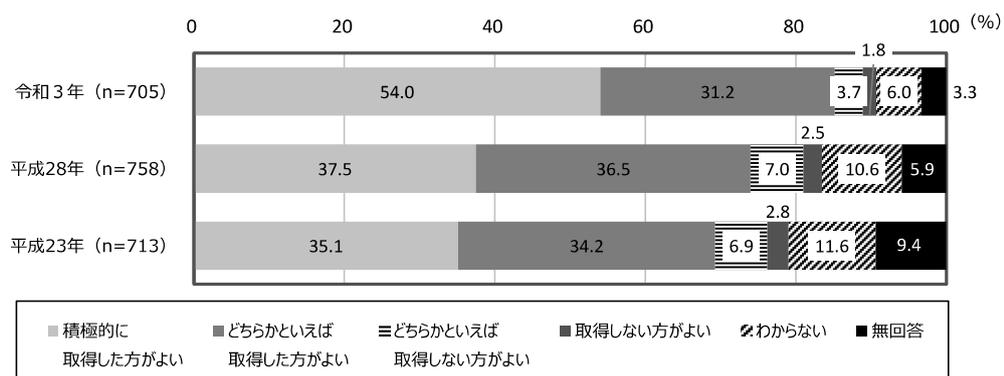


■女性



男性が育児休業を取得することについての考えでは、「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得したほうがよい」を合わせると 85.2%に達し、前回、前々回調査よりも大幅に増えており、男性の育児休暇取得を肯定的に捉える考え方が急速に浸透していることがうかがえます。

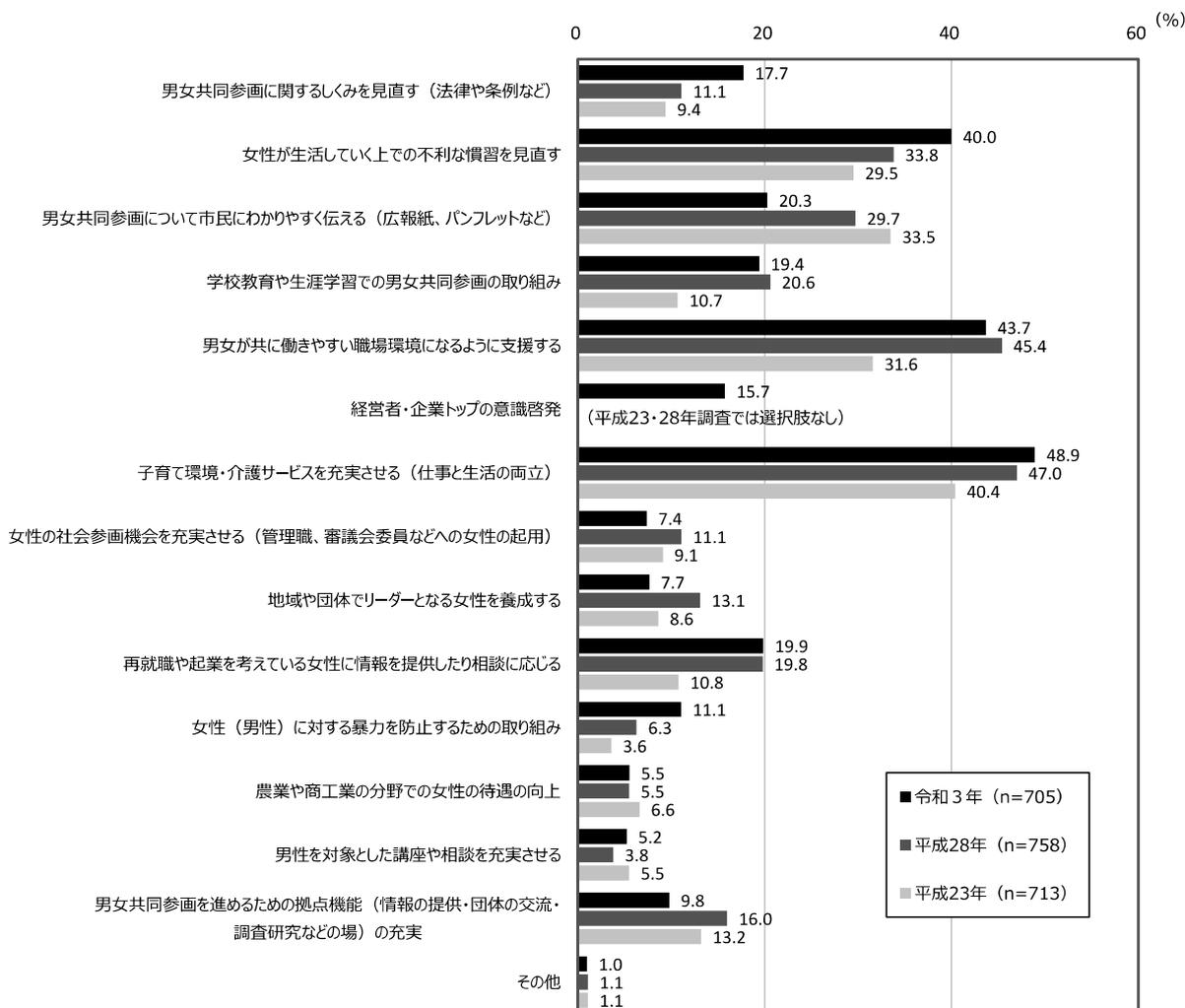
【男性が育児休業を取得することについての考え】(単数回答)



③ 男女共同参画に向けた施策について

今後、市が男女共同参画について力を入れるべきことでは、前回調査と同様、「子育て環境・介護サービスを充実させる」、「男女が共に働きやすい職場環境になるように支援する」、「女性が生活していく上での不利な慣習を見直す」が上位の3項目となっています。前々回の調査で33.5%の「男女共同参画について市民にわかりやすく伝える」は、前回29.7%、今回20.3%と着実に低下している一方で、「女性が生活していく上での不利な慣習を見直す」と「男女共同参画に関するしくみを見直す」は前回からそれぞれ6.2ポイント、6.6ポイント増加しており、慣習や仕組みについての見直しを求める意識が強くなっていることが示されています。

【今後、男女共同参画について、市が力を入れるべきと思うこと】(3つまでの複数回答)



3. 第3次推進プランの推進状況

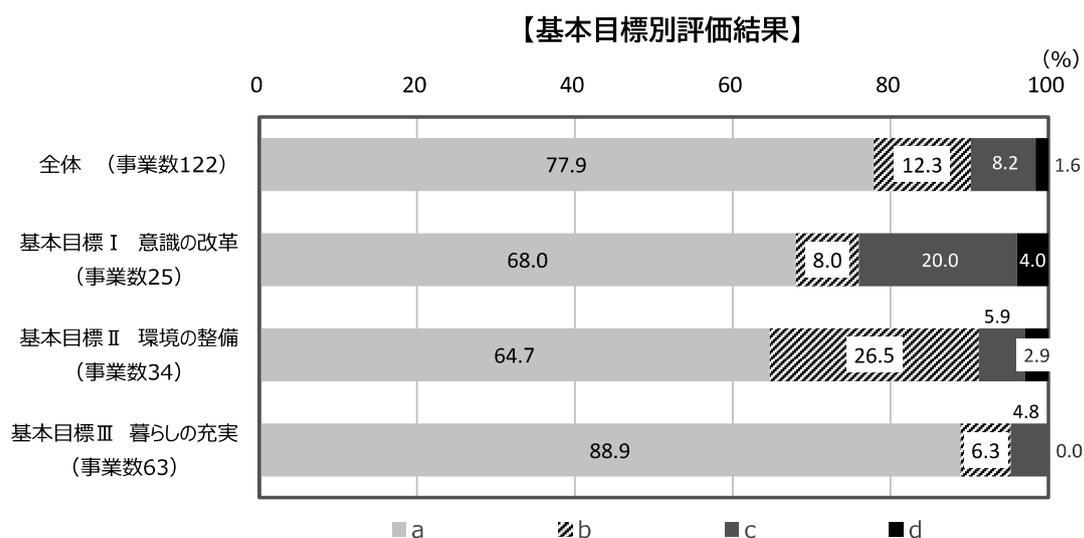
(1) 事業の進捗状況

「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」に盛り込まれた事業について、令和2年度終了時点における進捗状況を以下の基準に従って評価しました。

【評価基準】	
a	: 計画通りに達成できた (80%以上)
b	: ほぼ計画通りに達成できた (50~79%)
c	: 事業実施のための施策は整っているが、利用実績がない
d	: 計画通りに進まなかった (1~49%)
e	: 計画には及ばなかった(実施していない)

結果は以下の通り、全体では77.9%の事業が「a 計画通りに達成できた」、12.3%の事業が「b ほぼ計画通りに達成できた」、8.2%が「c 事業実施のための施策は整っているが、利用実績がない」、1.6% (2 事業) が「計画通りに進まなかった」との評価となりました。「e 計画には及ばなかった (実施していない)」に該当する事業はありませんでした。

基本目標別に見ると、「基本目標Ⅰ 意識の改革」及び「基本目標Ⅱ 環境の整備」の「a 計画通りに達成できた」がそれぞれ68.0%と64.7%とやや低い結果となりました。



※評価の結果「e」はありませんでした。

(2) 指標項目の達成状況

第3次推進プランで指標とした各項目の実績値及び評価は次のとおり、全8項目のうち、目標値を達成したものは2項目に留まり、目標値には達しなかったものの基準値からは改善したものが3項目、基準値から後退したものが3項目となりました。

指標項目	基準値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)	実績値 (令和3年度)	評価 (※)
審議会等の女性の登用率	25.2%	30.0%	25.5%	△
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	54.6%	62.0%	64.2%	○
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	53.0%	70.0%	50.5%	×
DV 被害を受けた人のうち「相談しなかった」市民の割合	44.0%	20.0%	62.0%	×
男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合	34.4%	40.0%	35.3%	△
自治会など地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	25.7%	30.0%	22.7%	×
ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合	29.2%	50.0%	44.4%	△
男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと思う市民の割合	37.5%	50.0%	54.0%	○

※評価は以下の基準で行った。

「○」：目標値達成

「△」：目標値未達成、基準値から改善

「×」：基準値から後退

第3章 プランの基本理念と目標

1. プランの基本理念
2. プランの目標
3. プランの体系

1. プランの基本理念

下妻市男女共同参画推進条例では、基本理念として、以下の（１）から（５）の項目を掲げています。

条例が示す男女共同参画推進の基本理念（抜粋）

- （１）個人と人権の尊重、男女の能力発揮の機会の確保
- （２）社会活動の選択への制度・慣行の影響の緩和
- （３）政策等の立案及び決定への男女共同参画
- （４）家庭生活における活動と他の社会的活動の両立
- （５）国際的協調

この理念のもと、第４次下妻市男女共同参画推進プランでは、市に暮らすすべての人がお互いを尊重し、いきいきと幸せにくらすことのできるまちづくりを、次のスローガンとともに目指していきます。

第４次下妻市男女共同参画推進プランのスローガン

認め合い、みんなで進める幸せ社会
～ ともに輝き ともに幸せ ～

2. プランの目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

第3次推進プランの基本目標Ⅱの「環境の整備～多様なライフスタイルを可能とするために～」をベースに、国の「第5次男女共同参画基本計画」の目標Ⅰ「あらゆる分野における女性の参画拡大」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の目標Ⅰ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」に対応します。また、本市の「第6次総合計画」の基本理念3「市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり」と整合し、政策や方針決定の場、職場・地域において男女共同参画を推進することを目標とします。

基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

第3次推進プランの基本目標Ⅲ「暮らしの充実～安心な生活を確かなものとするために～」をベースに、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の目標Ⅱ「安全・安心な暮らしの実現」に対応します。また、本市の「第6次総合計画」の基本理念1「いつまでも暮らしたい誰もが安心できるやさしいまちづくり」と整合し、暴力の根絶や生活困難者への支援、健康の維持増進に向けた支援、防災・復興における男女共同参画の推進などを目標とします。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第3次推進プランの基本目標1「意識の改革～互いを尊重するために～」をベースに、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の目標Ⅲ「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」に対応するとともに、本市の「第6次総合計画」の基本理念1「いつまでも暮らしたい誰もが安心できるやさしいまちづくり」と基本理念3「市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり」と整合し、各種制度を男女共同参画の視点から整備したり、教育やメディアを通じて男女共同参画の意識改革を図ることを目標とします。

3. プランの体系

